

平成 21 年度

人事行政の運営等の状況

港 区

1 任免および職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在) (単位:人)

区 分 部 門	職 員 数		増 減 状 況		
	平成20年	平成21年	対前年比	主な増減理由	
普通 会計 部門	議 会	13	14	1	人員配置の変更(再任用職員の減)
	総務・企画	488	508	20	運営体制の見直し、人員配置の変更(再任用職員・育休任期付職員の増)など
	税 務	69	71	2	運営体制の見直し、人員配置の変更(育休任期付職員の増)
	民 生	710	657	△ 53	運営体制の見直し、人員配置の変更(再任用職員の増)、欠員など
	衛 生	288	282	△ 6	運営体制の見直し等
	商 工	18	19	1	運営体制の見直し、人員配置の変更(再任用職員の増)
	土 木	238	231	△ 7	運営体制の見直し、人員配置の変更(派遣職員の減)など
	計	1,824	1,782	△ 42	
	教 育 部 門	391	358	△ 33	運営体制の見直し、人員配置の変更(再任用職員の減)、欠員など
	消 防 部 門	—	—	—	
小 計	2,215 (156)	2,140 (149)	△ 75		
公営 企業等 会計 部門	国保事業	37	39	2	運営体制の見直し
	介護保険事業	37	37	—	
	そ の 他	11	12	1	運営体制の見直し
	小 計	85 (2)	88 (4)	3	
合 計	2,300 (158)	2,228 (153)	△ 72 (△ 5)		

注1 職員数は、一般職に属し、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員(一部事務組合派遣を除く)などを含み、臨時・非常勤職員を除いています。(地方公共団体定員管理調査報告数値)

注2 () は再任用職員(短時間勤務職員)および再雇用職員で外書きです。

(2) 定員管理の数値目標および進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人	人	人	%
2,358	2,233	125	5.3

注1 職員数は、地方公共団体定員管理調査報告数値です。

参考 第2次港区職員定数配置計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標	
始 期	終 期	人	%
平成18年4月1日	平成28年4月1日	△360	△15.3

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成17～22年 計	(参考) 数値目標
		一般行政	職員数	1,817	1,842	1,833	1,824	1,782	—
	増減	—	25	△9	△9	△42	—	△35	
教 育	職員数	465	428	407	391	358	—	—	
	増減	—	△37	△21	△16	△33	—	△107	
消 防	職員数	—	—	—	—	—	—	—	
	増減	—	—	—	—	—	—	—	
公営企業等 会計	職員数	76	76	76	85	88	—	—	
	増減	—	0	0	9	3	—	12	
計	職員数	2,358	2,346	2,316	2,300	2,228	—	—	
	増減	—	△12	△30	△16	△72	—	△130 (104.0%)	

注1 職員数は、地方公共団体定員管理調査報告数値です。

注2 () 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

注3 増減は、対前年比の職員増減数を、計の欄は累計を示します。

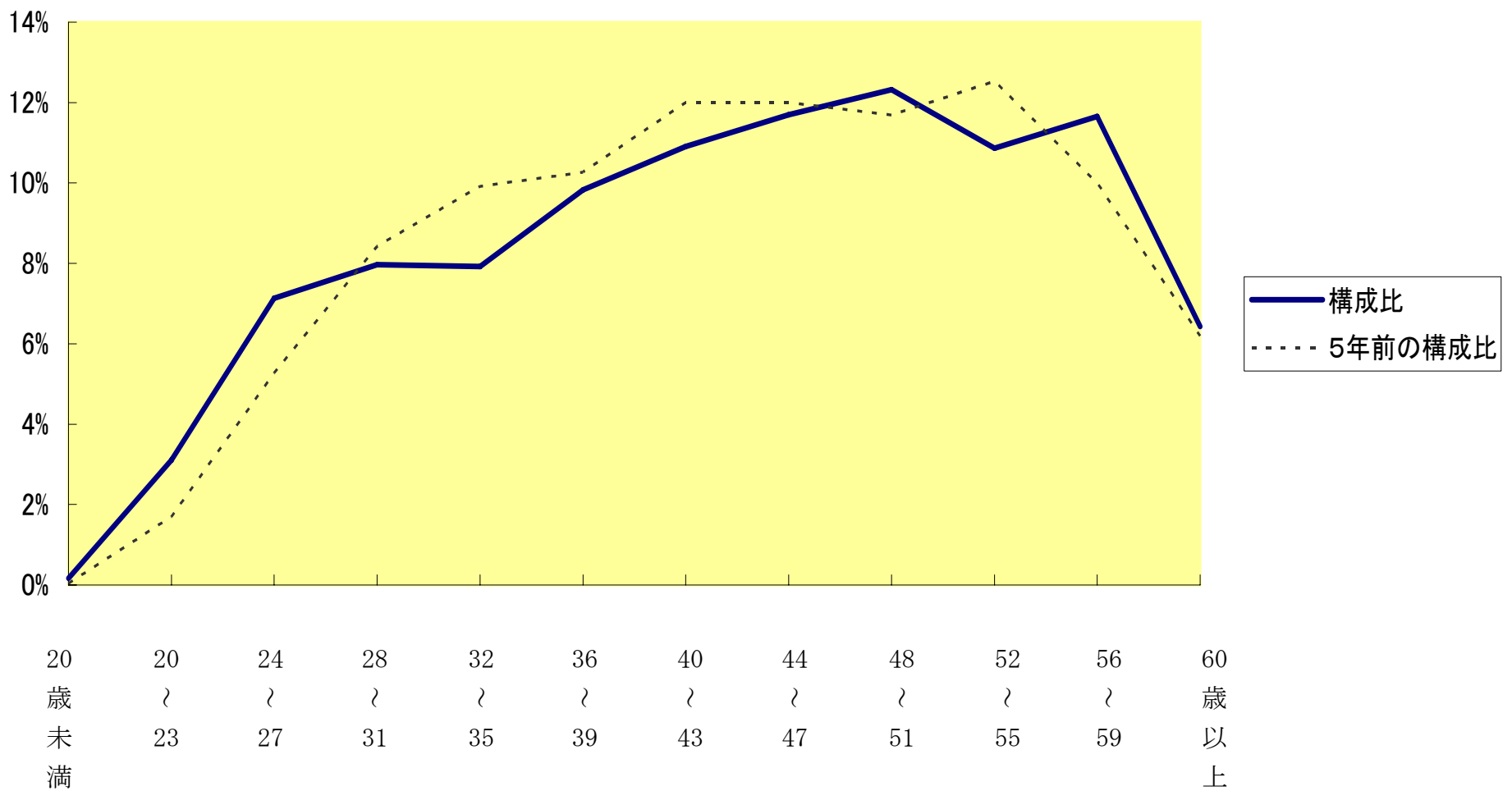
(3) 職員の採用および退職等の状況

(平成20年度) (単位:人)

区分 職 種	採用	離 職								合 計
		退 職					免 職			
		定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職	
一般行政職	104	34	21	17	0	0	0	0	0	72
税 務 職										
福 祉 職										
医 療 職										
技能労務職	0	21	4	5	1	0	0	0	0	31
教 育 職	7	2	0	0	0	0	0	0	0	2
合 計	111 (114)	57 (0)	25 (0)	22 (2)	1 (0)	0 (38)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	105 (40)

注1 () は再任用短時間職員で外書きです。

(4) 年齢別職員構成 (平成21年4月1日現在)



注1 派遣職員 (一部事務組合派遣含む)、再雇用・再任用職員を含みます。

区分	20歳未満	20歳〜23歳	24歳〜27歳	28歳〜31歳	32歳〜35歳	36歳〜39歳	40歳〜43歳	44歳〜47歳	48歳〜51歳	52歳〜55歳	56歳〜59歳	60歳以上	計
職員数	4人	75人	172人	192人	191人	237人	263人	282人	297人	262人	281人	155人	2,411人

(5) 職員の職務別構成

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

職務	性別	男		女		合計	
		数(人)	構成比(%)	数(人)	構成比(%)	数(人)	構成比(%)
一般行政職等	統括部長級	1	0.08	0	0.00	1	0.04
	部長級	15	1.24	2	0.19	17	0.75
	統括課長級	15	1.24	1	0.10	16	0.71
	課長級	52	4.31	5	0.48	57	2.52
	総括係長級	57	4.73	18	1.71	75	3.32
	係長級・主査	225	18.66	116	11.03	341	15.10
	主任主事	260	21.56	406	38.59	666	29.50
	主事	259	21.48	321	30.51	580	25.69
	統括指導主事	2	0.17	0	0.00	2	0.09
	新指導主事	2	0.17	1	0.10	3	0.13
技能労務職	統括技能長	1	0.08	0	0.00	1	0.04
	技能長	16	1.33	3	0.29	19	0.84
	技能主任	94	7.79	28	2.66	122	5.40
	主事	203	16.83	97	9.22	300	13.29
教育職	園長	1	0.08	6	0.57	7	0.31
	教頭	0	0.00	8	0.76	8	0.35
	幼稚園教諭	3	0.25	40	3.80	43	1.90
合計		1,206	100.00	1,052	100.00	2,258	100.00

注1 職員数は、一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員を除いています。

注2 一般行政職等には、税務職・医療職・福祉職・その他教育職が含まれます。

注3 四捨五入の関係で、構成比の内訳は合計と一致していません。

(6) 職員の昇任および降任の状況

(平成 20 年度) (単位: 人)

職種	区分	昇任			降任
		係長級	課長級	部長級	
一般行政職等		35	15	5	0
教育職		1	0	0	0
合計		36	15	5	0

注1 一般行政職等には、税務職・医療職・福祉職・その他教育職が含まれます。

2 給与の状況

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成20年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成19年度 の人件費率
平成20年度	199,841人	1,119億5,853万9,000円	95億8,284万6,000円	216億258万1,000円	19.3%	21.9%

注1 人件費には、区長等特別職に支給される給料等および議員の報酬も含まれています。

注2 国民健康保険事業、介護保険事業、外部派遣の職員分は含まれていません。

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人あたりの給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成20年度	2,163人	84億6,779万2,000円	22億4,070万1,000円	39億6,992万7,000円	146億7,841万9,000円	678万7,000円

注1 職員手当には、退職手当は含まれていません。

注2 職員数は、平成20年4月1日現在の人数です。

注3 区長等特別職の給料等も含まれています。

注4 国民健康保険事業、介護保険事業、外部派遣の職員分は含まれていません。

注5 給与費欄については1,000円未満切り上げのため各項目の合計と計(B)が一致しない場合があります。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（平成21年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
港区	42.0歳	33万2,761円	45万644円
東京都	43.1歳	34万3,903円	47万2,147円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
港区	48.0歳	32万2,095円	41万5,887円
東京都	46.6歳	31万6,801円	42万2,511円

③ 教育職(幼稚園教育職員)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
港区	39.2歳	34万2,437円	44万2,827円
東京都	42.8歳	36万8,441円	46万9,685円

注1 「平均給料月額」とは、平成21年4月現在における各職種ごとの職員の基本給の平均額です。

注2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

注3 ③教育職における東京都の値は、小中学校教育職員の平均値です。

(4) ラスパイレス指数の状況

(各年4月1日現在)

	平成16年度	平成20年度
港区	100.0	102.0(100.7)
特別区平均	100.3	101.8
全国平均	97.9	98.7

注1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

注2 ()内は、国と区との地域手当の支給率の違いにより算出した地域手当補正後のラスパイレス指数です。

(5) 職員の初任給の状況

(平成21年4月1日現在)

区分		港区	都	国
一般行政職	大学卒	18万1,200円	18万1,200円	18万1,200円
	高校卒	14万3,000円	14万2,700円	14万100円
技能労務職	高校卒	13万4,900円	14万2,700円	—
	中学卒	13万900円	—	—

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成21年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	27万6,714円	33万6,937円	38万4,747円
	高校卒	21万817円	27万5,900円	30万4,752円
技能労務職	高校卒	23万67円	24万975円	29万2,887円

注1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

注2 前職等のある場合は、特定の基準により採用後の年数に加えます。

(7) 一般行政職の級別職員の状況

(平成21年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	2級から9級までの職務の級に属さない職員の職務	73人	6.1%
2級	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	299人	25.0%
3級	主任主事の職務	269人 (34人)	22.5% (100%)
4級	係長・担当係長又は主査の職務	380人	31.7%
5級	総括係長の職務	90人	7.5%
6級	課長の職務	53人	4.4%
7級	統括課長の職務	16人	1.3%
8級	部長の職務	16人	1.3%
9級	特に重要な業務を所掌する部長の職務	1人	0.1%

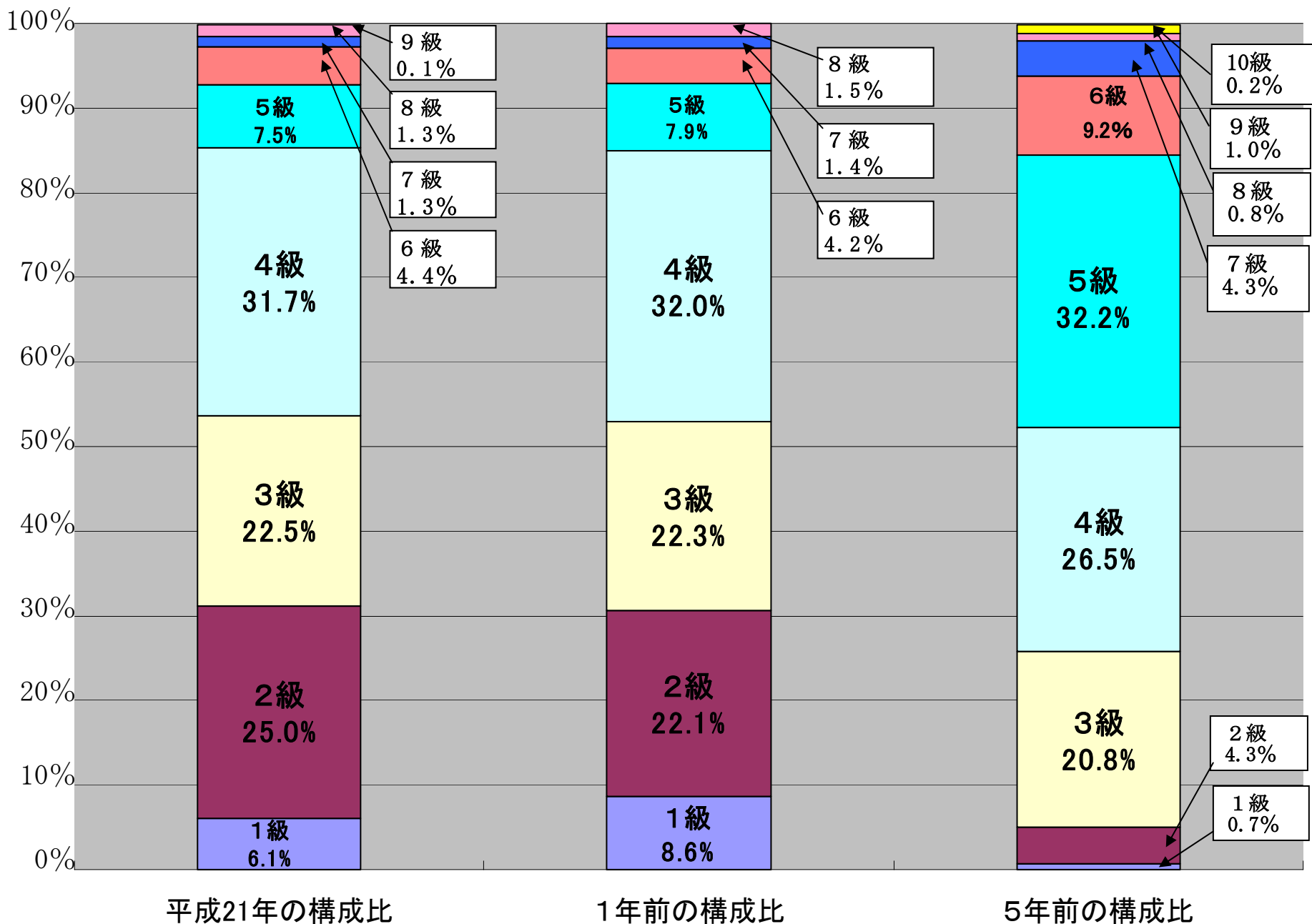
注1 職員数は、「港区職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分によるものです。

注2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

注3 税務職・福祉職は含まれていません。

注4 四捨五入の関係で、構成比の内訳は合計と一致していません。

注5 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。



注1 平成18年に10級制から9級制に変更しています。(旧給料表の1級と2級を統合)

(8) 昇給の状況

	総職員数 (A)	勤務成績の区分が「最上位」(6号昇給) または「上位」(5号昇給) により昇給した職員数 (B)	比率 (B/A)
平成20年度	2,093人	596人	28.5%

注1 総職員数には、一般行政職、技能労務職のほか、医療職、福祉職などを含み、幼稚園教育職員、指導主事は含まれません。

(9) 職員の手当の状況

① 期末・勤勉手当

(平成21年4月1日現在)

区 分	港 区		都		国	
	期末手当 3.00月分 (1.60月分)	勤勉手当 1.50月分 (0.75月分)	期末手当 3.50月分 (1.80月分)	勤勉手当 1.00月分 (0.55月分)	期末手当 3.00月分 (1.60月分)	勤勉手当 1.50月分 (0.75月分)
平成20年度 支給割合						
加算措置 の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有					

注1 () 内は、再任用職員の支給割合です。

② 退職手当

(平成21年4月1日現在)

区 分	港 区		都		国		
	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨	
退職 手当	勤続 20 年	24.25月分	33.50月分	24.25月分	33.50月分	23.50月分	30.55月分
	勤続 25 年	32.50月分	43.50月分	32.50月分	43.50月分	33.50月分	41.34月分
	勤続 35 年	49.75月分	59.20月分	49.75月分	59.20月分	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	50.00月分	59.20月分	50.00月分	59.20月分	59.28月分	59.28月分
	その他の加算 措置	定年前早期退職者に対する 特例措置 (2%~20%加算)		定年前早期退職者に対する 特例措置 (2%~20%加算)		定年前早期退職者に対する 特例措置 (2%~20%加算)	
	1人当たりの 平均支給額 (平成20年度)	303万9,536円	2,427万3,480円				

③ 地域手当

(平成21年4月1日現在)

支給実績 (平成20年度決算)			13億8,136万8,000円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度決算)			61万4,761円
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度 (支給率)
港区	16%	2,246人	14.5% (18%)
箱根町	0%	1人	0%

注1 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

() 内は、平成22年度制度完成時の支給率です。

注2 港区の支給率は、平成21年1月に14.5%から16%に引き上げられました。

注3 箱根町の支給率は経過措置として平成18年度は12%(平成19年1月1日から13%)、平成19年度は6%、平成20年度以降は本則どおり0%です。

④ 特殊勤務手当

(平成21年4月1日現在)

支給実績 (平成20年度決算)		2,844万3,000円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度決算)		12万4,065円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成20年度)		8.3%	
手当の種類 (手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
訪問指導業務手当	福祉事務所に勤務する訪問員、指導員等	生活保護法、身体障害者福祉法等に定める業務を行うための家庭訪問	日額470円
特定危険現場業務手当	支給対象業務に従事した職員	建築物等の建設現場において工事監督又は検査の業務等	日額 240円~410円
公害検査業務手当	公害行政を主管する課に勤務する職員	大気汚染防止法等に基づく公害の検査業務	日額220円
防疫等業務手当	保健所に勤務する職員	感染症予防法に定める感染症等の患者等に接触する業務	日額 310円~670円
放射線業務従事手当	保健所に勤務する職員	エックス線操作の業務	日額650円
有害物等取扱手当	保健所に勤務する職員	有害な薬物を使用した試験等	日額310円
清掃業務手当	清掃事務所に勤務する職員	廃棄物の処理を直接行う業務等	日額700円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（平成20年度決算）	4億6,599万1,000円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	37万6,000円
支給実績（平成19年度決算）	4億2,369万9,000円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	35万8,000円

⑥ その他手当

（平成21年4月1日現在）

手当名	港区		国		支給実績 （平成20年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成20年度決算）
扶養手当	配偶者	1万3,700円	配偶者	1万3,000円	1億6,950万3,000円	18万8,967円
	配偶者以外2人まで	5,500円	配偶者以外2人まで	6,500円		
	その他	5,500円	その他	6,500円		
	16歳～22歳の子の加算	4,000円	16歳～22歳の子の加算	5,000円		
住居手当	扶養親族有の場合 8,800円 扶養親族無の場合 8,300円		自己所有住宅 2,500円 賃貸住宅 （支給限度額 2万7,000円）		1億3,845万2,000円	10万110円
通勤手当	運賃相当額	（支給限度額1月につき 5万5,000円）	港区と同様		4億943万4,000円	18万5,348円
管理職手当	部長 12万8,600円 統括課長 10万5,800円 課長 9万1,100円 園長 9万2,800円 教頭 5万6,000円		局長級 13万300円 部長級 9万4,000円 課長級 7万2,700円		1億1410万7,000円	112万9,770円

（10）特別職の報酬等の状況

（平成21年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	区長	114万5,000円		
	副区長	92万1,000円		
報酬	議長	92万1,000円		
	副議長	79万7,000円		
	議員	61万3,000円		
期末手当	区長 副区長 議長 副議長 議員	6月期 1.70月分 12月期 1.75月分 3月期 0.25月分 計 3.70月分		
退職手当	算定方式		1期の手当額	支給時期
	退職の日における給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額			
	区長	勤続期間1年につき 500/100	2,290万円	任期満了時
副区長	勤続期間1年につき 400/100	1,473万6,000円		

注1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給割合に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。

注2 期末手当の支給割合は、平成20年度に支給された割合です。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

(2) 職員の年次有給休暇の使用状況

総付与日数	総使用日数 (A)	全対象職員数 (B)	平均使用日数 (A) / (B)
51,934日	19,295日	1,371人	14.1日

注1 総付与日数とは、平成19年1月1日現在において各職員に付与された日数を全対象職員にわたって合計したものをいいます。

(3) 育児休業及び部分休業の取得者数

(単位：人)

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	0	1
女性職員	26	19
計	26	20

注1 数字は平成20年度中に新たに育児休業および部分休業を取得した職員数です。

(4) 育児休業及び部分休業の承認期間

① 育児休業承認期間

(単位：人)

	育児休業承認期間													合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え 1年以下	1年超え 1年3月 以下	1年3月 超え 1年6月 以下	1年6月 超え 1年9月 以下	1年9月 超え 2年以下	2年超え 2年3月 以下	2年3月 超え 2年6月 以下	2年6月 超え 2年9月 以下	2年9月 超え		
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	6	5	1	9	0	1	0	1	0	2	2	26
計	1	0	6	5	1	9	0	1	0	1	0	2	2	26

② 部分休業承認期間

(単位：人)

	部分休業承認期間													合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え 1年以下	1年超え 1年3月 以下	1年3月 超え 1年6月 以下	1年6月 超え 1年9月 以下	1年9月 超え 2年以下	2年超え 2年3月 以下	2年3月 超え 2年6月 以下	2年6月 超え 2年9月 以下	2年9月 超え		
男性職員	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
女性職員	1	1	0	4	0	2	3	3	0	0	0	5	5	19
計	2	1	0	4	0	2	3	3	0	0	0	5	5	20

1日の部分休業取得時間 (平均)				合計
30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	
0	0	0	1	1
3	9	4	3	19
3	9	4	4	20

(5) 介護休暇の取得状況

(単位：人)

	介護休暇 取得者数	要介護者数 (職員との続柄別)							
		配偶者	父 母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男子職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女子職員	2	0	1	1	0	0	0	0	0
計	2	0	1	1	0	0	0	0	0

	休暇の取得形式				介護を要した期間			
	計	全日型中心	時間型中心	その他	計	1月以下	1月を越え 2月以下	2月超
男子職員	0	0	0	0	0	0	0	0
女子職員	2	2	0	0	2	0	1	1
計	2	2	0	0	2	0	1	1

4 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

(平成20年度) (単位:人)

処分の種類		降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	1	0			1	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	42		42	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0	
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			0		0	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0		0	
合 計		1	0	42	0	43	
地公法第28条第4項により失職した者							0
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

注1 地公法とは地方公務員法のことです。

(2) 懲戒処分の状況

(平成20年度) (単位:人)

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	1	0	1	0	2	1
職務上の義務に違反し又は 職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	0	0	1	0	1	17
全体の奉仕者たるにふさわしく ない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0	0	2	0	2	2
合 計		1	0	4	0	5	20

注1 地公法とは地方公務員法のことです。

注2 港区長が地公法第29条に基づく懲戒処分等を行った場合は、区のホームページで速やかに公表しています。ただし、欠勤など職員個人の服務規律に反する行為など、区民に与える影響が比較的少ない事案については6ヶ月ごとに一括して公表しています。

注3 地公法29条に基づく懲戒処分とは異なる、制裁的実質を伴わない訓告や文書注意などについては、社会的影響が著しい場合などに区のホームページで公表しています。

5 サービスの状況

(1) サービス規律の遵守に関する取り組み

取組内容	職員への周知方法	周知した内容
職員のサービスについて	依命通達	職員の法令遵守、信用失墜行為の禁止
職場規律の確保について	依命通達	勤務時間や休憩・休暇・休職等の管理について
職員の接遇について	依命通達	言葉遣い、態度、身だしなみ等で区民（利用者）に不快感を与えないよう努めること。
職員の服装等について	依命通達	節度ある服装とネームプレートの着用等
公務員倫理について	依命通達	職務上利害関係にある部外者からの会食、贈答品の授受等厳に慎むこと。
職員の兼業・兼職について	依命通達	兼業規則の趣旨を十分認識させること。
セクシュアル・ハラスメント等の禁止について	依命通達	セクシュアル・ハラスメント等の禁止について周知徹底
職員の勤務時間の適正な管理について	依命通達	職員の勤務時間に対する意識啓発
職員手当に関する異動届について	依命通達	給与の誤支給を防ぐための周知徹底
交通事故防止、飲酒運転の根絶について	依命通達	交通事故防止、飲酒運転の根絶を図るよう周知徹底
職員の自家用車通勤について	依命通達	自家用自動車通勤の原則禁止
職員の省エネルギーに対する意識の啓発について	依命通達	大規模事業所として温室効果ガスの排出抑制に努めること。

(2) 病気休暇の取得状況

(平成20年度) (単位：人)

	0～10 日未満	10～20 日未満	20～30 日未満	30～40 日未満	40～50 日未満	50～60 日未満	60～70 日未満	70～80 日未満	80～90 日未満	90 日以上	合計
一般職員	11	13	8	10	1	3	4	1	1	21	73
教育職	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	3
計	11	13	9	11	1	3	4	1	1	22	76
再任用(外数)	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	3

6 研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修実施計画

(平成20年度)

研修名	目的	対象	時期	主な研修内容
管理監督者	円滑な職場運営・組織運営に役立つ	係長、課長、部長級職員	4～1月	自治体マネジメント 人事考課（目標マネジメント） 人材育成推進員（OJT実践） 評定補助者（評価傾向） 文書・会計・契約実務 メンタルヘルス/ハラスメント 仕事と職場のマネジメント 合意形成・交渉力アップ 政策形成
現任	政策形成能力の向上を図るとともに、役割を認識し、スキルアップを目指す	採用後1年以上の一般職員及び主任主事	5～1月	政策形成基礎・実践 ロジカルプレゼンテーション 業務改善・課題創造 クレーム対応 新しい仕事を学ぶ キャリアデザイン チームワーク 問題解決 中堅職員として セクシャル・ハラスメントの防止 ベテラン職員として リーダーの役割
新任	職員としての基本的な心構え、知識、情報の提供を行い、職場への円滑な対応と自己啓発の動機づけを図る	平成20年4月1日付採用者及び前年度中途採用者	4～6月 10月	公務員倫理、汚職防止 待遇 子育てプラン 港区の歴史 港区のISO14001 文書事務 区政の現状と課題 人権・男女平等参画社会 情報公開、個人情報保護 メンタルヘルス セルフマネジメント 港区の防災 港区を歩く 地方自治法・地方公務員法 バリアフリー 自己管理能力

(2) 研修の実施状況

(平成20年度)

研修名		回数(回)	人数(人)
区 研 修	職層研修		
	新任研修	2	105
	現任研修	2	136
	主任主事研修	5	167
	管理監督者研修	9	280
	技能系研修	4	79
	実務研修	8	215
	派遣研修	3	61
	第一ブロック合同研修	13	97
部門研修	246	2,568	
小計		292	3,708
特 別 区 研 修	職層研修		
	新任研修	1	79
	現任研修	1	50
	係長研修	1	9
	管理監督者研修	3	13
	専門研修	35	87
ステップアップ研修、自治体経営研修、清掃研修、公務基礎・サポート研修、調査研究		46	225
小計		87	463
合計		379	4,171

(3) 勤務評定の概要

評価項目	評価の概要	評価要素	評価の着眼点
業績評価	設定した目標に対する成果及び日常の職務遂行における業績と貢献を総合し、客観的な評価基準に基づき、5段階の絶対評価を行う。	仕事の成果	○目標に対する成果 ○業績と貢献
行動評価	職務遂行の過程で発揮された能力及び行動を客観的な評価基準に基づき、5段階の絶対評価を行う。	職務遂行能力	○職務理解 ○職務知識 ○企画 ○調整 ○判断 ○接遇 ○説明
		人材育成・組織運営力 (係長級以上の職員)	○指導・育成 ○情報の共有化 ○進行管理 ○リーダーシップ
		組織支援力 (一般職員)	○助言・援助 ○報告・連絡・相談 ○チームワーク○リーダーシップ
総合評価	業績評価及び行動評価の内容を踏まえ、考課集団ごとに5段階の相対評価を行い、評価結果を昇給等の給与制度に適切に反映させる。	職務に対する取組姿勢	○責任感 ○積極性 ○規律性

注1 評価の対象者：総括係長級以下の常勤職員（技能系職員を含む。） 評価期間：毎年1月1日から12月31日

注2 管理職については、これとは別に勤務評価を実施しています。

(4) 評価者訓練の実施状況

名称	対象者	概要	実施回数
人事考課研修	全管理職、管理職選考合格者	目標設定の留意点、面接演習	年2回
人事考課・評価傾向把握演習	全管理職、管理職選考合格者	評価傾向の把握	年1回

7 福祉および利益の保護の状況

(1) 公務災害・通勤災害認定状況

職員数	公務災害			通勤災害	
	平成20年度中の認定件数 公務上	公務外	発生率	平成20年度中の 該当件数	平成19年度中の 該当件数
2,341人	6	0	2.6%	1	0

注1 発生率（%ポイント）は、職員千人当たりの公務上認定件数です。

注2 職員数は確定負担金算出時の人数です。

(2) 健康診断の状況

(平成20年度)

対象職員数	受診数	受診率
2,385人	2,307件	96.7%

(3) 職員住宅設置状況

(平成21年4月1日現在)

住宅の種別	戸数	うち建替等による休止中戸数
災害対策住宅	家族	109
	独身	128
合計	237	40

注1 教職員住宅「家族」14戸、「独身」3戸を含みます。

(4) 港区職員厚生会

職員相互の扶助と福利厚生の実現を図るため設置された団体で、給付、貸付、福利、文化体育事業を行っています。

(5) 苦情処理委員会の取扱い状況

	取扱い件数
平成20年度	0件

8 特別区人事委員会の業務状況

(1) 採用試験

平成20年度の採用試験は、Ⅰ類〔事務、土木造園（土木）、土木造園（造園）、建築、機械、電気、福祉、衛生監視（衛生）、衛生監視（化学）、保健師〕、Ⅲ類（事務）、身体障害者を対象とする選考（事務）および経験者〔2級職〔事務、土木造園（土木）、建築〕、3級職（主任主事Ⅰ）〔事務、土木造園（土木）、建築、機械、電気〕、3級職（主任主事Ⅱ）〔事務、土木造園（土木）、建築、機械、電気〕〕について実施しました。

受験者数は、14,147人、合格者は2,522人、倍率は5.6倍でした。

(平成20年度)

	採用予定 人数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	受験率 (%)	第1次合格 者数 (人)	第2次受験 者数 (人)	合格者数 (人)	倍率 (倍)	
Ⅰ類	884	10,501	7,508	71.5	3,032	2,753	1,827	4.1	
Ⅲ類	160	3,102	2,504	80.7	507	373	272	9.2	
身体障害者	15	55	47	85.5	32	30	16	2.9	
経験者	2級職	122	1,526	965	63.2	362	348	235	4.1
	3級職 (主任主事Ⅰ)	86	2,442	1,663	68.1	373	352	143	11.6
	3級職 (主任主事Ⅱ)	20	2,202	1,460	66.3	141	135	29	50.3
合計	1,287	19,828	14,147	71.3	4,447	3,991	2,522	5.6	

(2) 管理職選考

平成20年度の管理職選考は、23区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合の合計で、受験者数897人、合格者数206人、合格率23.0%でした。

(平成20年度)

	有資格者数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)
Ⅰ類	20,874	959	684	130	19.0
Ⅱ類	1,173	253	213	76	35.7
合計	22,047	1,212	897	206	23.0